

定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

平成26年9月29日定例教育委員会が、一宮市役所本庁舎11階1101会議室に招集された。

1 定例教育委員会議案案件

- 第59号議案 一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第60号議案 一宮市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第61号議案 一宮市青年の家条例を廃止する条例の制定について
- 第62号議案 一宮市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する等の規則の制定について
- 第63号議案 一宮市民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第64号議案 一宮市民運動場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 第65号議案 一宮市一宮・木全・オーシマ奨学基金の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 第66号議案 平成26年度全国学力・学習状況調査の公表について
- 第67号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について

2 出席委員

河合委員長 關戸委員 光寄委員 小川委員 中野教育長

3 欠席委員

無

4 一宮市教育委員会会議規則第15条の規定により出席したものの職氏名

服部教育文化部長 高崎教育文化部次長 杉山中央図書館長 吉川博物館長 堀総務課長
石原学校教育課長 堀学校給食課長 野田生涯学習課長 吉田スポーツ課長 安達教育指
定管理課長 志知図書館事務局長 伊藤博物館事務局長

5 同上規則第17条の規定により書記として出席したものの職氏名

村瀬総務課副主監 平野総務課主査 松野総務課主任

6 傍聴者

無

会 議 て ん 末

委員長（午後1時30分委員長席に着席、開会を宣言）

ただ今から、9月の定例教育委員会を開催いたします。本日の会議録署名者を小川委員と關戸委員のお二人にお願いいたします。それでは、8月の定例教育委員会の会議録がお手元に渡っていると思いますが、これについて何かございませんか。

各 委 員

異議ありません。

委員長

ご異議がないようでございますので、8月の定例教育委員会の会議録について承認いたします。それでは本日の議案の審議に入ります。第59号議案 一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をお願いいたします。

野田生涯学習課長

第59号議案 一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、一宮市尾西生涯学習センターにおいて、一般の利用に供する会議室を追加することに伴い、使用料の額を定めることを市長に申し出るため、本案を提出するものです。

（別紙（案）に基づいて説明）よろしくご審議をお願いいたします。

委員長

何かございませんか。

全 委 員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第59号議案 一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について原案どおり可決いたします。続きまして、第60号議案 一宮市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をお願いします。

野田生涯学習課長

第60号議案 一宮市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、一宮市開明公民館の新設を市長に申し出るため、本案を提出するものです。

委員長

何かございませんか。

全 委 員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第60号議案 一宮市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について原案どおり可決いたします。続きまして、第61号議案 一宮市青年の家条例を廃止する条例の制定について、第62号議案 一宮市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する等の規則の制定について一括で

審議をいたしますのでご説明をお願いします。

野田生涯学習課長

第61号議案 一宮市青年の家条例を廃止する条例の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、一宮市青年の家を平成27年4月1日付で廃止する条例を市長に申し出るため、本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明) 続きまして、第62号議案 一宮市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する等の規則の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、一宮市青年の家を平成27年4月1日付で廃止することに伴い、一宮市青年の家条例施行規則を廃止するとともに、青少年育成課に引き続き青少年教育に関する事務を委任するため、本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明) よろしくご審議をお願いいたします。

委員長

何かございませんか。

委員

青年の家が廃止された後、その施設はどうなるのでしょうか。

野田生涯学習課長

現在のところ、どのようになるか決まっておりません。ただ、築50年ほど経過しており、耐震診断を行った結果、取り壊し予定であると聞いております。

委員

使用しないということでしょうか。

野田生涯学習課長

そうです。

委員

青年教育に関する事務がより広いものであったとする場合、本来教育委員会の中で所管すべきものまで市長部局へ委任され、従来の権限より広くなりませんか。そうではなく、従前から委任していた部分をもう一度整理し直したということで、概念が広がったのではなく、改めて定義し直したという解釈でよろしいですか。

野田生涯学習課長

そのご理解でよろしいかと思えます。今まで行われていた業務、青年の家という言葉の中に隠れていたものを改めて表現し直ただけでございまして、権限が増えてしまうことは一切ございません。

委員長

今まで行われていた文化教室や、青年のつどいのイベントを行う新しい会場は決まっていますか。

野田生涯学習課長

青少年育成課は現在青年の家に事務所がございしますが、青年の家の廃止に伴い、現在改修中の木曾川庁舎の3階に青少年育成課及び関連があります青少年センターも入ります。その中に研修室が3つございしますので、青年たちの活動拠点としては引き続きそこを使用していくと聞いております。

委員長

他に何かございませんか。

全 委 員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第61号議案 一宮市青年の家条例を廃止する条例の制定についてと第62号議案 一宮市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する等の規則の制定については原案どおり可決いたします。続きまして、第63号議案 一宮市民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をお願いします。

吉田スポーツ課長

第63号議案 一宮市民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、一宮市尾西運動場テニスコートの使用料金を一部変更する本案を市長に申し出るため、本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明) よろしくご審議をお願いいたします。

委員長

何かございませんか。

全 委 員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第63号議案 一宮市民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について原案どおり可決いたします。続きまして、第64号議案 一宮市民運動場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明をお願いします。

吉田スポーツ課長

第64号議案 一宮市民運動場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、一宮市尾西運動場の陸上競技場の使用時間を変更するため、本案をするものです。(別紙(案)に基づいて説明) よろしくご審議をお願いいたします。

委員長

何かございませんか。

全 委 員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第64号議案 一宮市民運動場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定については原案どおり可決いたします。続きまして、第65号議案 一宮市一宮・木全・オーシマ奨学基金の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明をお願いします。

堀総務課長

第65号議案 一宮市一宮・木全・オーシマ奨学基金の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、現在の実務状況に合わせるため、本案を提出するもので

す。(別紙(案)に基づいて説明) よろしくご審議をお願いいたします。

委員長

何かございませんか。

委員

資料3ページの新しい第10条の3号、旧の「学業成績又は操行が著しく不良となったとき」が新しい4号の「奨学生として適当でないと認められたとき」の中に入ることになりますが、「学力優秀、品行方正及び身体強健である」を抜いて、「勉学意欲があると認められる者」にしたことによって、「操行が著しく不良となったとき」という部分について強調される部分がなくなっているのではないか。「勉学意欲があると認められた者」が必ずしも行いが不良でないとは言えないのではないだろうか。そのあたりはいかがでしょうか。

堀総務課長

資料の3ページ一番上の段の「停学又は休学のため成業の見込みがないとき」ということで、実際著しく不良となったということが非常に分かりづらく、生徒と個々に面談することができないので客観的に示すものがなく、成績証明書を見てもなかなか分かりづらいところがございます。従って、学校から停学等の処分を受けて、なおかつそれによって退学等になり、卒業の見込みがなくなったときにそれを根拠として判断したいと考えています。

委員

出来るだけ支援してあげたいということは理解できますが、従前は「学力優秀」という条件まで付け、「品行方正及び身体強健である」ということで、見本になるような人に対して支援をするといっていたものが、突然にすべての条件が外されて勉強したいという意欲が認められれば操行がいささか不良になっても、停学にならなければ良いというところまで広げてしまうことになりかねない。心配になるのが、奨学金を受けた人がこれでいいんだという思いを持たれてしまうと、値打ちがなくなるような気がします。

委員

私も今の意見に賛成で、すべて削除するというのは気になります。「学力優秀」を「勉学意欲がある」と変えたうえで、昔から言う人の見本となる「品行方正」という言葉を入れてはいかがでしょうか。

委員

「身体強健」は別として「品行方正」は選ぶ基準として残してもいいという意見を持ちました。「品行方正」という言葉を入れると他の条文と整合性が取れないということになれば私の申し上げていることの趣旨が違うので、極力広い人たちに、今選んでいる人たちがより受けやすく、そのあたりは変えたくないと思います。

高崎教育文化部次長

今のご意見等で考えますと、例えば、第2条の(2)で「勉学意欲があり品行方正であると認められる者」という言葉を入れておいて、第10条の奨学金の支給の停止で「停学」や「前各号で掲げるもののほか、奨学生として適当でない」ということで、ある程度品行方正でないことがこの中に含まれてくると思いますので、こちらはこのような条文でいかがでしょうか。

委員

旧3号の「学業成績又は操行が著しく不良となったとき」とありますが、「操行が著しく不良となったとき」は残してもいいのではないかと思います。「行いが著しく不良になった」ということを理由にして奨学金の支給を停止することはあっていいのではないのでしょうか。仮に停学に至らなくても、あまりに周りから「行いが著しく不良になった」と思われたときに、奨学金の支給を停止することがあるかもしれないという歯止めがあったほうが良いような気がします。

委員

木全・オーシマ奨学基金がつくられたときに、奨学金をつくられた方々がどういう思いであったかというところが一番大事かと思えます。品行方正でなくなり、または操行が著しく不良となったことも木全・オーシマ奨学基金のもともとのところでそういう人たちは適格者ではないという奨学金にしたいということであればもともとの趣旨に沿ったものにした方が良くと思います。

委員

本来奨学基金を設置された時の思いとしては、昔でいう優等生で学校へ行くのに困っている人たち、経済的に困っている人たちを救いたいという思いでやられたことは間違いないと思います。

中野教育長

私の記憶でいきますと、合併前はそれぞれで3つの奨学金があり、合併前の一宮市の奨学金では成績も資産もすべて出してこの場で検討をしていました。この場でいろいろな話をして時間をかけて何人選ぶかを決めていました。3つの奨学金を一つにして大きくなりましたので、合理的なところで中学校長の推薦を受けて判断するという運用に変わってきたと思います。最初は学力優秀で経済的に困難だという基準で決めておりましたが、奨学生の数が増えて運用上こうなってきたと思います。こういった経緯の中で矛盾が出てきたと私は把握しております。

委員

経済的理由を優先するならば、変えてきた部分を消して趣旨としては間違いではないと私は思っております。繰り返しになりますが、品行方正は残したほうがいいのではないかと思います。

中野教育長

そうですね。それは基本になると思います。品行方正は大前提でその上で成績とか、経済的な理由になると思います。

堀総務課長

たくさんのご意見ありがとうございました。条例上、この規則を直すときに実際にそういう話がありまして、条例上は優秀な人間を育成するということが趣旨でございます。したがって、それを受けておそらく学力優秀という言葉が入っていた訳でございますけれども、もともとの今回の改正の趣旨としましては、現実的に今私どもがやっている運用上、学力優秀かと言われると残念ながら少しつらい部分がありましたので改めようという話がおきてきたかと思えます。品行方正についてもおっしゃるところがあると思います。したがって、今この場で修正案を出すことは難しいですので持ち帰りまして再検討させていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

委員長

他に何かございませんか。

委員長

第65号議案 一宮市一宮・木全・オーシマ奨学基金の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定については継続審議といたします。続きまして、第66号議案 平成26年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて、ご説明をお願いします。

石原学校教育課長

第66号議案 平成26年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、平成26年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて教育委員会の議決を求めるため、本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明)

委員長

何かございませんか。

委員

個別の学校の成績は開示しないということは理解できましたが、一宮市が全体として全国学力・学習状況調査の中でどういう位置にいるかということも開示または公表しないということでしょうか。

石原学校教育課長

一宮市の平均正答率は公表しない予定でございます。

委員

この結果は我々や学校長は見ることはできますか。

石原学校教育課長

この後の報告で教育委員さん方へは数値をお示しさせていただきます。校長等へは前回の校長会議で市全体の傾向、問題点等を示しました。学校で個々のデータで今後改善を行っていく方向づけを行いました。完全な数字の公表は校長へもしておりません。

委員長

順位程度は示されましたか。

石原学校教育課長

具体的な数値は示しておりません。

委員長

他に何かございませんか。

全委員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第66号議案 平成26年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて原案どおり可決いたします。続きまして、第67号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について、ご説明をお願いします。

堀総務課長

受付番号第6号について後援内容説明。

石原学校教育課長

受付番号第28号から第30号について後援内容説明。

野田生涯学習課長

受付番号第39号から第51号について後援内容説明。

吉田スポーツ課長

受付番号第22号から第27号について後援内容説明。

委員長

何かございませんか。

委員

スポーツ課受付番号第26号の一宮市ソフトボール協会の事業についてですが、本来であれば前から後援していてもおかしくないと思いますが、新人大会というのは初めての申し出ですか。

吉田スポーツ課長

愛知県中学生女子ソフトボール新人大会で、一宮市では過去何年か調べたところではありませんでした。前年は名古屋市で開催されました。県下でいろいろな会場で開催されております。

委員長

他に何かございませんか。

委員

生涯学習課受付番号第44号の「依存症」セミナーについて、内容がギャンブル・ネット等の依存症についての対処法ということで鷺津さんという方が代表理事をされている団体から申請が出ておりますが、今回初めてこういうセミナーを開かれますか。過去にセミナーを開かれていませんか。

野田生涯学習課長

申請者の日本次世代育成支援協会からは初めてでございます。ただ、この団体の理事の中に玉田祐子さんという方がいらっしゃいます。この方はすでに何回か後援名義の許可をいただいておりますハートコンシャスの代表理事の方です。この方が鷺津さんを講師に呼んで心理学セミナーを行ったことがございまして、それについては後援名義の許可をいただいております。今回は鷺津さん本人が代表理事である団体から申請が出ております。ハートコンシャスさんにつきましては特に問題があるとは聞いておりません。この日本次世代育成支援協会については、東京六大学のOB会の際に集まられたメンバーで、いろいろな分野のオーソリティが集って、自分達が子育てなどの支援を行って社会貢献したいということで平成17年11月に設立されたNPO法人です。ちらしによりますとギャンブル依存症が536万人、ネット依存症が421万人、アルコール依存症が109万人いて、こういった依存症をどうしたらいいかを話されるセミナーとなっております。

委員長

他に何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第67号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について原案どおり可決いたします。以上をもちまして、本日の審議を終わります。次に報告事項をお願い

いたします。なお、学校教育課の報告のうち「全国学力・学習状況調査について」には、開示しない資料があると連絡を受けておりますので、「7 委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定」の後で、秘密会で聴取いたします。

報告事項

服部教育文化部長

9月定例市議会における教育委員会関係の一般質問について(別紙資料に基づいて説明)、経済教育委員会の内容(平成26年度9月補正予算の可決について、一宮市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての可決について)について

堀総務課長

一宮市教育委員会後援名義の使用についてと教育委員会事務局職員の人事異動についての決裁の報告について、隣接校選択制について、教育委員会制度のあらまし(第27版)の配布について

堀学校給食課長

一宮市北部学校給食共同調理場業務委託業者の選定スケジュールについて

野田生涯学習課長

平成26年度文化講演会について、生涯学習情報No.38 平成26年度後期版について、小信中島公民館竣工式について

伊藤博物館事務局長

一宮市博物館常設展示リニューアル記念特別展「妙興寺展」について、一宮市尾西歴史民俗資料館秋季特別展「木曾川今昔～川とともに生きる」、一宮市三岸節子記念美術館特別展「きよけく 森田りえ子展」について

その他

堀総務課長

10月・11月・12月・1月の定例教育委員会の日程について、10月定例教育委員会後の市長・教育委員・中学校長との懇談会について、1月定例教育委員会前の給食交歓会について

委員長及び委員長職務代理者の指定について

委員長の選挙について

光寄委員の推薦で關戸徹委員長を全会一致で選任

委員長職務代理者の選任について

小川典子委員を指定

(河合委員長の委員長退任の挨拶がありました。)

委員長

それでは、これより秘密会に移りたいと思います。

秘密会による報告

(全国学力・学習状況調査の結果について報告。)

委員長

1期4年にわたって教育行政にご尽力いただきました光寄賢一委員さんが10月6日をもって任期満了により退任されますので、ご挨拶をお願いいたします。

委員

挨拶

閉 会 宣 言

委員長

これもちまして、本日の会議を終わります。

以上、会議のてん末を記録し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

委 員 長

委 員

委 員